

○ 農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 254 号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 4 特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業 （１）特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業の対象資金は、次に掲げる資金とする。 ① 東日本大震災の後、<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>までの間に、第 2（３）に規定する者である農業者等が借り入れる次に掲げる資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。 ア・イ （略） ② 東日本大震災の後、<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>までの間につなぎ融資資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。 （２）～（４） （略）	第 4 特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業 （１）特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業の対象資金は、次に掲げる資金とする。 ① 東日本大震災の後、<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までの間に、第 2（３）に規定する者である農業者等が借り入れる次に掲げる資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。 ア・イ （略） ② 東日本大震災の後、<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までの間につなぎ融資資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。 （２）～（４） （略）

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。